

与党における合意等

- 平成16年年金制度改革について（合意）（平成15年
12月16日与党年金制度改革協議会）・・・・・・・・・・ 1
- 与党幹事長・政務調査会長・国会対策委員長・参議院
幹事長・参議院政策審議会長合意（平成15年12月
17日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 平成16年年金制度改革について（合意）（平成16年
2月4日与党年金制度改革協議会）・・・・・・・・・・ 7
- 公明党年金資金運用・福祉施設の見直しに関する小委
員会取りまとめ（平成16年2月26日）・・・・・・・・・・ 12
- 自由民主党年金資金運用・福祉施設改革推進ワーキング
グループとりまとめ（平成16年2月27日）・・・・・・・・ 16
- 年金福祉施設等の見直しについて（合意）（平成16年
3月10日与党年金制度改革協議会）・・・・・・・・・・ 26

平成16年年金制度改革について（合意）

平成15年12月16日
与党年金制度改革協議会

- 1、公的年金制度を将来にわたり持続可能で安定的なものとし、国民の老後生活の支えとしてふさわしい役割を担うことができるよう、平成16年年金制度改革を断行する。
- 2、平成12年年金改正法附則に明記された基礎年金の国庫負担割合の引上げについては、絶対に先送りすることなくあらゆる手立てを講じて平成21年度までに2分の1とすることとし、平成16年度から着手する。
さらに、平成17年度及び18年度において、国庫負担の割合を適切な水準にまで引き上げる。
- 3、国民の公的年金制度に対する安心と信頼を得るため、保険料水準固定方式の導入により調整される将来の給付水準（厚生年金受給モデル世帯）について少なくとも現役世代の平均的収入の50%以上を確保する。その旨を法律上明記する。
- 4、以上を踏まえ、厚生年金の保険料の上限を18.35%（本人9.175%）とする。さらに、来年の年金改正法案提出までに、70歳以上で給与を受けている者への在職老齢年金制度の適用などについて検討し、その上限を一層抑制すべく最大限努力する。
なお、厚生年金の保険料は、平成16年10月から毎年0.354%（本人0.177%）ずつ引き上げる。
- 5、政府においては、以上の点を十分に踏まえて年金改革に取り組むべきである。特に、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合を2分の1に引き上げることについては、不退転の決意で断固実現を図るべきである。
- 6、さらに、年金資金の運用に当たっては、年金の信頼性と安心感をより確固たるものにすべく、政府においては、無駄のない効率的な運用を図るべきである。
同様の趣旨から、政府においては、第一号被保険者の保険料未納問題を一刻も早く解決すべきである。

合 意 書



公的年金制度を将来にわたり持続可能で安定的なものとし、国民の老後生活の支えとしてふさわしい役割を担うことができるよう、平成16年年金制度改革を断行するものとし、その基本となる国庫負担とその財源措置、給付水準及び保険料負担水準等について別紙のとおり合意する。

平成15年12月17日

自由民主党	幹事長	安 倍 晋 三
	政務調査会長	額 賀 福志郎
	国会对策委員長	中 川 秀 直
	参議院幹事長	青 木 幹 雄
	参議院政策審議会長	久 世 公 堯
公 明 党	幹事長	冬 柴 鐵 三
	政務調査会長	北 側 一 雄
	国会对策委員長	東 順 治
	参議院幹事長	木 庭 健太郎
	参議院政策審議会長	日 笠 勝 之

(別紙)

1. 基礎年金の国庫負担

(1) 基礎年金の国庫負担割合については、国民年金法等の本則において2分の1と規定し、平成21年度までに適用する。

これは、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障全般の改革の動向等を勘案し、所要の安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で施行する。

(2) 当該国庫負担割合の引上げは、当面、平成16年度税制改正における年金課税の見直しによる増収分（交付税控除後の国分）を財源とし、平成16年度から着手する。

このため、国庫は、平成16年度は3分の1に当該初年度の増収分を加えた額、平成17年度以降は3分の1に当該増収分（平年度分）を加えた一定率を負担する。

さらに、平成17年度及び18年度において、国庫負担の割合を適切な水準にまで引き上げるものとする。

(3) 上記の基礎年金の国庫負担等の財源を確保するための税制上の措置については、与党税制協議会の決定（平成15年12月17日）による。

2. 給付水準

保険料水準固定方式の導入により調整される将来の給付水準（厚生年金受給モデル世帯）については、少なくとも現役世代の平均的収入の50%以上を確保する。その旨を法律上明記する。

3. 保険料水準

以上を踏まえ、厚生年金の保険料の当面の上限を18.35%（本人9.175%）とする。さらに、来年の年金改正法案提出までに、70歳以上で給与を受けている者への在職老齢年金制度の適用などについて検討し、その上限を一層抑制すべく最大限努力する。

なお、厚生年金の保険料は、平成16年10月から毎年0.354%（本人0.177%）ずつ引き上げる。

平成16年度税制改正大綱（抜粋） （平成15年12月17日自由民主党・公明党）

第一 持続可能な社会保障制度と地方分権の推進を支える税制の確立を目指して

今、わが国は、構造改革を着実に進め、活力ある経済社会を実現していくため、多くの基本的な課題に取り組まなければならない。

第一は、少子高齢化社会における年金、医療、介護等を抜本的に再構築し、持続可能で国民が信頼できる社会保障制度を確立していく必要がある。特に年金制度については、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合を段階的に2分の1に引き上げるための安定した税財源を確保する。

その際、税と社会保険料負担を合わせた国民負担の水準を抑制し、将来にわたってわが国経済社会の活力を維持するようにつとめる。

第二は、「国から地方へ」の考え方に立ち、地方の自立と地域経済の発展を目指して、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図っていく必要がある。特に、平成18年度までに、約4兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減等を行うとともに、地方交付税の見直しと地方への税源移譲を行う「三位一体改革」を進めることが求められている。

その際、地方行革を徹底して進め、地方財政の健全化を図っていくことが重要である。

こうした諸課題を解決するため、むこう数年間のうちに、次のような税制の抜本改革に取り組むこととする。

- 1 平成 16 年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成 16 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成 17 年度及び平成 18 年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成 17 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。
- 3 国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、平成 18 年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現することとする。この本格的な税源移譲を実現するまでの間の暫定的措置として、平成 16 年度税制改正において所得譲与税を創設し、所得税の一部を税源移譲する。
- 4 平成 19 年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

平成16年年金制度改革について（合意）

平成16年2月4日
与党年金制度改革協議会

改革の基本骨格についての昨年12月16日の合意と合わせ、年金制度改革について下記のとおり合意する。政府においては、これら合意を踏まえ、改革事項全般についての関連法案をとりまとめるべきである。

今回の改革案においては、今後約100年間を見通して年金財政の均衡を図ることとした上で、

- ① 基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げる、
- ② 保険料水準の上限を固定し、社会全体の保険料負担能力の伸びを反映して給付水準を自動的に調整する、
- ③ 厚生年金の給付については、現役世代の平均収入の50%以上の水準を確保する

ことの3点を基本原則とした。これらにより、今後は5年ごとの財政再計算の度に給付と負担を見直すということではなく、国民が老後に安心感を持てるよう、恒久的に安定した制度を構築することとする。

年金制度は相互の助け合い、連帯であることを基本として、より良い年金制度を構築していくとの考え方の下に、次の課題に取り組むものとする。

- ① 働き方の多様化、ライフスタイルの変化に対応し、老後に安心感の持てる年金制度をどのようにしてつくっていくか（短時間労働者の問題など）。
- ② 現在の公的年金制度では、被用者と自営業者等について給付、負担両面において異なる原理に基づいて制度が創設されているが、厚生年金と共済年金の統合の問題を含めて、どのようにしてより公平な年金制度としていくか。

これらの課題について、社会保障制度全体の在り方の検討を続け、税制の抜本的改革の動向を視野に入れながら、5年後を目途に結論を得るものとする。

将来に向けそのような中長期的課題に関する検討を進めていくとしても、今回の改革は、少子高齢化が急速に進む中で、公的年金制度を将来にわたり持続可能で安定的なものとし、国民の老後の安心を確保するための制度の根幹に関わる大きな改革である。年金改革法案の今国会での成立を図ることこそが、国民の期待に応えることとなるものと確信する。

記

1、在職老齢年金制度の見直し等

- (1) 60歳台前半の在職老齢年金制度については、働き始めると年金が一律2割支給停止される現行の仕組みを廃止する。
- (2) 70歳以上の被用者については、
 - ① 退職後の年金受給期間等を勘案し、保険料の負担を求めないこととし、
 - ② 厚生年金の給付については、60歳台後半の被用者と同様、調整を行う。
- (3) 在職老齢年金制度については、保険料負担と給付調整の両面にわたり、公的年金の支え手の在り方を勘案の上、引き続き検討を行うものとする。
- (4) 65歳以降の老齢厚生年金について、繰下げ制度を導入し、年金受給開始年齢を選択できるようにする。

2、短時間労働者への厚生年金の適用

雇用の多様化の一層の進行は、我が国の年金制度など社会保障制度の根幹にかかわる問題である。

このような中で、短時間労働者への厚生年金の適用については、被用者としての年金保障を充実する観点や、企業間の負担の公平を図る観点から、その在り方を今後見直していくことが重要な課題である。

見直しに当たっては、社会経済の状況、短時間労働者が多く就業する企業への影響、適用に当たっての事務手続の効率性、短時間労働者の意識、就業の実態及び雇用への影響を十分踏まえるとともに、他の社会保障制度や雇用に関する施策その他の施策との整合性に十分配慮することが必要である。

このような考え方に立って、厚生年金が企業や被用者の雇用形態の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法律の施行後5年を目途として、総合的に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。